



# 熊本県公報

第 1 2 2 3 3 号

平成 25 年 7 月 23 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（宮野河内加入区）……………（団体支援課） 1
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定……………（社会福祉課） 1
  - 平成 25 年度予算の要領……………（財政課） 2
- 公 告**
- 土地改良事業計画の変更……………（農村計画課） 11
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 11

## 告 示

### 熊本県告示第 7 0 9 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 25 年 7 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称  
宮野河内加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
熊本県天草市河浦町宮野河内 1 3 0 番地 杉元 隆男  
熊本県天草市河浦町宮野河内 2 5 3 番地 平木 豪  
熊本県天草市河浦町宮野河内 2 0 6 4 番地 2 田中 保記
- 3 法 第 1 1 3 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合  
天草漁業協同組合
- 4 縦 覧 期 間  
平成 25 年 7 月 23 日 から平成 25 年 8 月 6 日 まで
- 5 縦 覧 場 所  
天草漁業協同組合

### 熊本県告示第 7 1 0 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 25 年 7 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
梅井 健五	ひまわり整骨鍼灸院	菊池郡大津町室 7 4 4 番地 1	平成 25 年 7 月 8 日
中野 綾子	ひまわり整骨鍼灸院	菊池郡大津町室 7 4 4 番地 1	平成 25 年 7 月 8 日
福山 純平	ひまわり整骨鍼灸院	菊池郡大津町室 7 4 4 番地 1	平成 25 年 7 月 8 日

**熊本県告示第 7 1 1 号**

平成 2 5 年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成 2 5 年 6 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 5 年 7 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 5 年度熊本県一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 5 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16, 522, 589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 734, 486, 781 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	5,056,267	35,660	5,091,927
	1 分担金	605,643	3,660	609,303
	2 負担金	4,450,624	32,000	4,482,624
2	国庫支出金	107,018,574	6,639,989	113,658,563
	1 国庫補助金	66,130,747	6,627,094	72,757,841
	2 国庫委託金	2,531,557	12,895	2,544,452
3	繰入金	47,229,123	9,444,151	56,673,274
	1 基金繰入金	46,591,846	9,444,151	56,035,997
4	繰越金	1	145,431	145,432
	1 繰越金	1	145,431	145,432
5	諸収入	35,103,139	103,358	35,206,497
	1 受託事業 収入	863,317	50,424	913,741
	2 雑入	5,290,974	52,934	5,343,908
6	県債	107,272,000	154,000	107,426,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 県 債	107,272,000	154,000	107,426,000
歳 入 合 計		717,964,192	16,522,589	734,486,781

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>30,529,323</b>	<b>501,535</b>	<b>31,030,858</b>
	1 総務管理費	11,543,526	26,334	11,569,860
	2 企 画 費	6,249,416	416,155	6,665,571
	3 防 災 費	846,974	59,046	906,020
2 民 生 費		<b>86,479,689</b>	<b>3,347,742</b>	<b>89,827,431</b>
	1 社会福祉費	60,393,997	1,517,139	61,911,136
	2 児童福祉費	21,569,395	1,819,023	23,388,418
	3 生活保護費	4,453,447	11,580	4,465,027
3 衛 生 費		<b>55,998,488</b>	<b>942,939</b>	<b>56,941,427</b>
	1 公衆衛生費	37,177,476	431,833	37,609,309
	2 環境衛生費	15,816,821	509,114	16,325,935
	3 医 薬 費	1,287,427	1,992	1,289,419
4 労 働 費		<b>4,412,218</b>	<b>174,866</b>	<b>4,587,084</b>
	1 職業訓練費	1,626,497	4,866	1,631,363

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 失業対策費	2,494,449	170,000	2,664,449
5 農水産業林費		<b>57,075,444</b>	<b>8,505,090</b>	<b>65,580,534</b>
	1 農業費	15,335,105	5,226,702	20,561,807
	2 畜産業費	2,663,455	180,003	2,843,458
	3 農地費	16,083,219	1,247,052	17,330,271
	4 林業費	17,049,908	1,432,124	18,482,032
	5 水産業費	5,943,757	419,209	6,362,966
6 商工費		<b>31,186,489</b>	<b>148,744</b>	<b>31,335,233</b>
	1 商業費	25,411,411	7,203	25,418,614
	2 工鉱業費	5,212,929	141,541	5,354,470
7 土木費		<b>80,072,633</b>	<b>2,081,875</b>	<b>82,154,508</b>
	1 土木管理費	2,413,876	40,975	2,454,851
	2 道路橋りょう費	34,759,768	490,000	35,249,768
	3 河川海岸費	25,986,356	836,200	26,822,556
	4 港湾費	4,167,831	621,700	4,789,531

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 都市計画費	10,699,627	70,000	10,769,627
	6 住 宅 費	2,045,175	23,000	2,068,175
8 警 察 費		<b>39,326,716</b>	<b>495,663</b>	<b>39,822,379</b>
	1 警察管理費	35,579,019	202,196	35,781,215
	2 警察活動費	3,747,697	293,467	4,041,164
9 教 育 費		<b>166,538,316</b>	<b>324,135</b>	<b>166,862,451</b>
	1 教育総務費	27,208,549	6,191	27,214,740
	2 社会教育費	2,086,972	211,337	2,298,309
	3 保健体育費	1,542,751	106,607	1,649,358
歳 出 合 計		<b>717,964,192</b>	<b>16,522,589</b>	<b>734,486,781</b>

## 第 2 表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 松橋収蔵庫サテライト事業	平成26年度	千円 95,000
2 ひとり親家庭等応援事業	平成26年度	170,580
3 医療施設耐震化整備事業	平成26年度 ～平成27年度	1,061,457
	年次別内訳	
	平成26年度 平成27年度	797,874 263,583
4 生活排水処理施設整備事業	平成26年度	82,128
5 緊急雇用創出基金事業	平成26年度	235,939
6 クマモト・オイスター種苗中間育成施設賃借	平成26年度 ～平成27年度	8,266
	年次別内訳	
	平成26年度 平成27年度	4,133 4,133
7 大矢野種苗生産施設整備事業 上天草市	平成26年度	15,133
8 観光物産交流スクエア管理運営業務	平成26年度	10,034
9 青少年教育施設耐震改修等事業 菊池市・上天草市	平成26年度	239,050
10 県立図書館改修整備事業 熊本市	平成26年度	844,967
11 県立総合体育館改修整備事業 熊本市	平成26年度	467,103

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県立劇場施設整備事業 熊 本 市	平成26年度	千円 193,404	平成26年度	千円 642,942

第 3 表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
漁 港 園 庫 補 助 事 業 費	千円  581,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円  735,000				(補 正 前 に 同 じ)

平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(資本的支出)

第 2 条 平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 4 条本文括弧書中「125, 219 千円」を「138, 418 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1, 470, 526 千円	13, 199 千円	1, 483, 725 千円
第 1 項 建設改良費	469, 948 千円	13, 199 千円	483, 147 千円

公 告

熊本県公告第 4 1 4 号

土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営七浦地区 (福浜辻工区) 土地改良事業 (区画整理) の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 2 5 年 7 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営七浦地区 (福浜辻工区) 土地改良事業 (区画整理) 計画書の写し
- 縦覧期間  
平成 2 5 年 7 月 2 4 日から平成 2 5 年 8 月 2 0 日まで
- 縦覧場所  
津奈木町役場

熊本県公告第 4 1 5 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 3 5 条の 2 第 1 項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 5 条の 2 第 5 項及び同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 7 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字三ツ石 1 2 9 3 番 1、同 1 2 9 3 番 5、同 1 2 9 4 番 1 及び里道の一部  
1, 7 0 1. 0 7 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)  
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号  
株式会社 九建ホーム